

## 令和 2 年度公共用水域及び地下水の 水質測定計画関係資料

|                                    | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 1 令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要…………… | 1   |
| 2 公共用水域の環境基準等……………                 | 4   |
| 3 地下水の環境基準等……………                   | 22  |

## 令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要

### ○ 目的

令和2年度における岡山県内の公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき水質測定計画を定める。

測定計画の策定に当たっては水質汚濁防止法第21条第1項の規定等に基づき、県環境審議会に諮問することとされている。

### ○ 公共用水域の水質測定

#### 1 対象水域

河川41水域、湖沼1水域、海域10水域の合計52水域を対象とする。

#### 2 測定機関

岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市

#### 3 測定地点

河川87地点、湖沼4地点、海域69地点の合計160地点において実施する。

#### 4 測定項目及び頻度

- (1) 健康項目は、環境基準点及び主な補助点で、原則として年1～4回測定する。ただし、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は栄養塩類等と同等に測定する。
- (2) 生活環境項目のうちBOD、COD等の基本的な項目は、すべての測定点で測定する。頻度は、環境基準点では毎月1日1回測定（ただし、年間2日は通日測定<sup>\*</sup>）を行い、補助点及び参考点では年4～12回測定する。  
※「通日測定」とは、河川及び湖沼では6時間ごとに1日4回、海域では満潮・干潮時に表層及び中層で1日2回（計4回）測定することをいう。
- (3) 栄養塩類等（全窒素、全りん、アンモニア性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa等）は、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川で、原則として年4～12回測定する。
- (4) 水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノンルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS））は、環境基準点及び主な補助点で原則として年1～4回測定する。
- (5) 要監視項目は、主な環境基準点及び補助点で年1～2回測定する。
- (6) 要測定指標等（大腸菌数等）は、環境基準点を中心に、年4回～14回測定する。
- (7) その他必要に応じ測定する。

### ○ 地下水の水質測定

#### 1 調査種別

##### (1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

##### (2) 継続監視調査

概況調査等により汚染が確認された地域における地下水の状況を把握するため、継続的に調査を実施する。

#### 2 測定機関

岡山県、岡山市及び倉敷市

#### 3 測定地点

概況調査31地点、継続監視調査4地点において実施する。

#### 4 測定項目及び測定頻度

- (1) 概況調査  
環境基準の全項目を年1回測定、要監視項目を2地点で年1回測定する。
- (2) 継続監視調査  
環境基準の超過項目等を、年1～2回測定する。

## <参考>

### ○ 水質汚濁防止法

(常時監視)

第15条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

2～3 (略)

(測定計画)

第16条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとする。

2～4 (略)

(都道府県の審議会その他の合議制の期間の調査審議等)

第21条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

2 (略)

### ○ 環境基本法

第43条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

### ○ 岡山県環境審議会条例

第1条 環境基本法(平成五年法律第91号)第43条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～5 (略)

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

#### ・ 岡山県環境審議会の部会の設置に関する規程

第2条 審議会に、別表に掲げる部会を置き、その所掌事務は、同表に掲げる事項のほか会長が部会の所掌事務とすることが適当と認める事項とする。

別表 水質部会

5 水質汚濁防止法第16条第1項の規定による公共用水域及び地下水の水質の測定計画の策定に関すること。

## 令和2年度地下水水質測定地点の選定方法

### 1 概況調査について

#### (1) 目的

県内で広く地下水汚染を発見する。

#### (2) 測定地点の選定

岡山県を5km四方のメッシュに分割し、近年測定を実施していないメッシュを中心に選定する。

#### (3) 測定地点数

- ・ 県 19地点（市(岡倉を除く13市)は1地点、町村(12町村)は隔年で1地点）
- ・ 岡山市、倉敷市 各市内6地点

#### (4) 測定対象井戸の選定

選定したメッシュ内において、事業所や一般家庭が所有している井戸を選定する。  
この場合、地域全体が把握できる井戸や有害物質使用特定事業場の周辺の井戸等地域の実情に応じた井戸とする。

#### (5) 測定項目

- ・ 環境基準項目（28項目） すべての測定地点で測定
- ・ 要監視項目（24項目） 測定地点のうち2地点で測定

### 2 継続監視調査

#### (1) 目的

過去に汚染が確認され、継続している地点について、変動を把握する。

#### (2) 令和元年度に引き続き測定する地点

- ・ 高梁市成羽町成羽（トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン）
- ・ 井原市高屋町（トリクロロエチレン）
- ・ 岡山市北区撫川（ふっ素）
- ・ 倉敷市児島唐琴（テトラクロロエチレン）

#### (3) 測定を終了する地点

- ・ 倉敷市真備町下二方（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）  
⇒長期データ収集が完了し、環境基準より低い濃度で安定していること、飲用指導済みであること等から測定機関（倉敷市）が終了と判断

## 公共用水域の環境基準等

### I 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目              | 環境基準          |
|-----------------|---------------|
| カドミウム           | 0.003mg/L 以下  |
| 全シアン            | 検出されないこと      |
| 鉛               | 0.01mg/L 以下   |
| 六価クロム           | 0.05mg/L 以下   |
| ヒ素              | 0.01mg/L 以下   |
| 総水銀             | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと      |
| ポリ塩化ビフェニル (PCB) | 検出されないこと      |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/L 以下   |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/L 以下  |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L 以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/L 以下    |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1mg/L 以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006mg/L 以下  |
| トリクロロエチレン       | 0.01mg/L 以下   |
| テトラクロロエチレン      | 0.01mg/L 以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/L 以下  |
| チウラム            | 0.006mg/L 以下  |
| シマジン            | 0.003mg/L 以下  |
| チオベンカルブ         | 0.02mg/L 以下   |
| ベンゼン            | 0.01mg/L 以下   |
| セレン             | 0.01mg/L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10mg/L 以下     |
| ふっ素             | 0.8mg/L 以下    |
| ほう素             | 1mg/L 以下      |
| 1,4-ジオキサン       | 0.05mg/L 以下   |

## II 生活環境の保全に関する環境基準

### 1 河川

#### (1) 河川（湖沼を除く。）

ア

| 項目<br>類型 | 基準値             |                     |                  |               |                      |
|----------|-----------------|---------------------|------------------|---------------|----------------------|
|          | 水素イオン濃度<br>(pH) | 生物化学的酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>(SS)     | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数                |
| AA       | 6.5以上<br>8.5以下  | 1mg/L以下             | 25mg/L以下         | 7.5mg/L以上     | 50MPN/<br>100mL以下    |
| A        | 6.5以上<br>8.5以下  | 2mg/L以下             | 25mg/L以下         | 7.5mg/L以上     | 1,000MPN/<br>100mL以下 |
| B        | 6.5以上<br>8.5以下  | 3mg/L以下             | 25mg/L以下         | 5mg/L以上       | 5,000MPN/<br>100mL以下 |
| C        | 6.5以上<br>8.5以下  | 5mg/L以下             | 50mg/L以下         | 5mg/L以上       | —                    |
| D        | 6.0以上<br>8.5以下  | 8mg/L以下             | 100mg/L以下        | 2mg/L以上       | —                    |
| E        | 6.0以上<br>8.5以下  | 10mg/L以下            | ごみ等の浮遊が認められないこと。 | 2mg/L以上       | —                    |

イ

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性   | 基準値        |              |                      |
|----------|---|------------|--------------|----------------------|
|          |   | 全亜鉛        | ノニルフェノール     | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物A      | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                      | 0.03mg/L以下 | 0.001mg/L以下  | 0.03mg/L以下           |
| 生物特A     | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域      | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/L以下           |
| 生物B      | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                         | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下  | 0.05mg/L以下           |
| 生物特B     | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下  | 0.04mg/L以下           |

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

| 項目<br>類型 | 基準値              |                |                  |            |                       |
|----------|------------------|----------------|------------------|------------|-----------------------|
|          | 水素イオン濃度 (pH)     | 化学的酸素要求量 (COD) | 浮遊物質 (SS)        | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数                 |
| AA       | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 1mg/L 以下       | 1mg/L 以下         | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/<br>100mL 以下    |
| A        | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 3mg/L 以下       | 5mg/L 以下         | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/<br>100mL 以下 |
| B        | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 5mg/L 以下       | 15mg/L 以下        | 5mg/L 以上   | —                     |
| C        | 6.0 以上<br>8.5 以下 | 8mg/L 以下       | ごみ等の浮遊が認められないこと。 | 2mg/L 以上   | —                     |

イ

| 項目<br>類型 | 基準値        |              |
|----------|------------|--------------|
|          | 全窒素        | 全りん          |
| I        | 0.1mg/L 以下 | 0.005mg/L 以下 |
| II       | 0.2mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下  |
| III      | 0.4mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下  |
| IV       | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下  |
| V        | 1mg/L 以下   | 0.1mg/L 以下   |

ウ

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性   | 基準値         |               |                      |
|----------|---|-------------|---------------|----------------------|
|          |   | 全亜鉛         | ノニルフェノール      | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A     | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下  | 0.03mg/L 以下          |
| 生物特 A    | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域        | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下          |
| 生物 B     | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                               | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下  | 0.05mg/L 以下          |
| 生物特 B    | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下  | 0.04mg/L 以下          |

エ

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性  | 基準値               |
|----------|--|-------------------|
|          |  | 底層溶存酸素量<br>(底層DO) |
| 生物1      | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域                 | 4.0mg/L 以上        |
| 生物2      | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L 以上        |
| 生物3      | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域     | 2.0mg/L 以上        |

## 2 海域

ア

| 項目<br>類型 | 基準値              |                   |               |                       |                     |
|----------|------------------|-------------------|---------------|-----------------------|---------------------|
|          | 水素イオン濃度<br>(pH)  | 化学的酸素要求量<br>(COD) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数                 | n-ヘキサン抽出物質<br>(油分等) |
| A        | 7.8 以上<br>8.3 以下 | 2mg/L 以下          | 7.5mg/L 以上    | 1,000MPN/<br>100mL 以下 | 検出されないこと。           |
| B        | 7.8 以上<br>8.3 以下 | 3mg/L 以下          | 5mg/L 以上      | —                     | 検出されないこと。           |
| C        | 7.0 以上<br>8.3 以下 | 8mg/L 以下          | 2mg/L 以上      | —                     | —                   |

イ

| 項目<br>類型 | 基準値        |             |
|----------|------------|-------------|
|          | 全窒素        | 全りん         |
| I        | 0.2mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| II       | 0.3mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| III      | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| IV       | 1mg/L 以下   | 0.09mg/L 以下 |

ウ

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性   | 基準値            |                  |                          |
|----------|---|----------------|------------------|--------------------------|
|          |   | 全亜鉛            | ノニルフェ<br>ノール     | 直鎖アルキルベンゼンス<br>ルホン酸及びその塩 |
| 生物<br>A  | 水生生物の生息する水域   | 0.02mg/L<br>以下 | 0.001mg/L<br>以下  | 0.01mg/L<br>以下           |
| 生物<br>特A | 生物Aの水域のうち、水生生物の<br>産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生<br>育場として特に保全が必要な水<br>域 | 0.01mg/L<br>以下 | 0.0007mg/L<br>以下 | 0.006mg/L<br>以下          |

エ

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性  | 基準値               |
|----------|--|-------------------|
|          |  | 底層溶存酸素量<br>(底層DO) |
| 生物1      | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる<br>場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性<br>の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域                     | 4.0mg/L 以上        |
| 生物2      | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物<br>が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階にお<br>いて貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産で<br>きる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L 以上        |
| 生物3      | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる<br>場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の<br>高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無<br>生物域を解消する水域     | 2.0mg/L 以上        |

### Ⅲ 要監視項目

#### (1) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

| 項目                | 指針値           |
|-------------------|---------------|
| クロロホルム            | 0.06mg/L 以下   |
| トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下   |
| 1,2-ジクロロプロパン      | 0.06mg/L 以下   |
| p-ジクロロベンゼン        | 0.2mg/L 以下    |
| イソキサチオン           | 0.008mg/L 以下  |
| ダイアジノン            | 0.005mg/L 以下  |
| フェニトロチオン (MEP)    | 0.003mg/L 以下  |
| イソプロチオラン          | 0.04mg/L 以下   |
| オキシ銅 (有機銅)        | 0.04mg/L 以下   |
| クロロタロニル (TPN)     | 0.05mg/L 以下   |
| プロピザミド            | 0.008mg/L 以下  |
| EPN               | 0.006mg/L 以下  |
| ジクロロボス (DDVP)     | 0.008mg/L 以下  |
| フェノブカルブ (BPMC)    | 0.03mg/L 以下   |
| イプロベンホス (IBP)     | 0.008mg/L 以下  |
| クロルニトロフェン (CNP)   | —             |
| トルエン              | 0.6mg/L 以下    |
| キシレン              | 0.4mg/L 以下    |
| フタル酸ジエチルヘキシル      | 0.06mg/L 以下   |
| ニッケル              | —             |
| モリブデン             | 0.07mg/L 以下   |
| アンチモン             | 0.02mg/L 以下   |
| 塩化ビニルモノマー         | 0.002mg/L 以下  |
| エピクロロヒドリン         | 0.0004mg/L 以下 |
| 全マンガン             | 0.2mg/L 以下    |
| ウラン               | 0.002mg/L 以下  |

## (2) 水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値

| 項目            | 水域     | 類型   | 指針値           |
|---------------|--------|------|---------------|
| クロロホルム        | 河川及び湖沼 | 生物 A | 0.7mg/L 以下    |
|               |        | 生物特A | 0.006mg/L 以下  |
|               |        | 生物 B | 3mg/L 以下      |
|               |        | 生物特B | 3mg/L 以下      |
|               | 海域     | 生物 A | 0.8mg/L 以下    |
|               |        | 生物特A | 0.8mg/L 以下    |
| フェノール         | 河川及び湖沼 | 生物 A | 0.05mg/L 以下   |
|               |        | 生物特A | 0.01mg/L 以下   |
|               |        | 生物 B | 0.08mg/L 以下   |
|               |        | 生物特B | 0.01mg/L 以下   |
|               | 海域     | 生物 A | 2mg/L 以下      |
|               |        | 生物特A | 0.2mg/L 以下    |
| ホルムアルデヒド      | 河川及び湖沼 | 生物 A | 1mg/L 以下      |
|               |        | 生物特A | 1mg/L 以下      |
|               |        | 生物 B | 1mg/L 以下      |
|               |        | 生物特B | 1mg/L 以下      |
|               | 海域     | 生物 A | 0.3mg/L 以下    |
|               |        | 生物特A | 0.03mg/L 以下   |
| 4-t-オクチルフェノール | 河川及び湖沼 | 生物 A | 0.001mg/L 以下  |
|               |        | 生物特A | 0.0007mg/L 以下 |
|               |        | 生物 B | 0.004mg/L 以下  |
|               |        | 生物特B | 0.003mg/L 以下  |
|               | 海域     | 生物 A | 0.0009mg/L 以下 |
|               |        | 生物特A | 0.0004mg/L 以下 |
| アニリン          | 河川及び湖沼 | 生物 A | 0.02mg/L 以下   |
|               |        | 生物特A | 0.02mg/L 以下   |
|               |        | 生物 B | 0.02mg/L 以下   |
|               |        | 生物特B | 0.02mg/L 以下   |
|               | 海域     | 生物 A | 0.1mg/L 以下    |
|               |        | 生物特A | 0.1mg/L 以下    |
| 2,4-ジクロロフェノール | 河川及び湖沼 | 生物 A | 0.03mg/L 以下   |
|               |        | 生物特A | 0.003mg/L 以下  |
|               |        | 生物 B | 0.03mg/L 以下   |
|               |        | 生物特B | 0.02mg/L 以下   |
|               | 海域     | 生物 A | 0.02mg/L 以下   |
|               |        | 生物特A | 0.01mg/L 以下   |

#### 4 環境基準類型指定状況

##### (1) BOD、COD等

| 区分 | 水域名   | あてはめ水域名                 | 該当類型 | 達成期間 | 類型指定年月日                                    |
|----|-------|-------------------------|------|------|--|
| 河川 | 高梁川   | 高梁川上流<br>(新見市昭和橋より上流)   | A    | イ    | S45. 9. 1 (閣議決定)                           |
|    |       | 〃 中流 (新見市昭和橋から成羽川合流点まで) | A    | イ    | 〃 (改訂前 Bイ)<br>H20. 3. 28改訂<br>(岡山県告示第173号) |
|    |       | 〃 中流<br>(成羽川合流点から湛井堰まで) | A    | イ    | S45. 9. 1 (閣議決定)                           |
|    |       | 〃 下流<br>(湛井堰より下流)       | B    | イ    | 〃  |
|    |       | 西 川 (全域)                | A    | イ    | S54. 4. 6<br>(岡山県告示第330号)                  |
|    |       | 小坂部川 (全域)               | A    | イ    | S45. 9. 1 (閣議決定)                           |
|    |       | 有 漢 川 (全域)              | A    | イ    | 〃  |
|    |       | 成 羽 川 (全域)              | A    | イ    | 〃  |
|    |       | 小田川上流<br>(淀平堰より上流)      | A    | イ    | 〃  |
|    |       | 〃 下流<br>(淀平堰より下流)       | B    | イ    | 〃 (改訂前 Cロ)<br>S49. 5. 10改訂<br>(岡山県告示第550号) |
|    |       | 美 山 川 (星田川を含む)          | A    | イ    | S49. 5. 10<br>(岡山県告示第549号)                 |
|    |       | 里 見 川 (全域)              | D    | イ    | S45. 9. 1 (閣議決定)                           |
|    | 旭 川   | 旭川上流 (湯原ダムより上流)         | AA   | イ    | S46. 5. 25 (閣議決定)                          |
|    |       | 〃 中流<br>(湯原ダムから乙井手堰まで)  | A    | イ    | 〃  |
|    |       | 〃 下流 (乙井手堰より下流)         | B    | ロ    | 〃  |
|    |       | 新 庄 川 (全域)              | A    | イ    | S53. 4. 18<br>(岡山県告示第332号)                 |
|    |       | 百 間 川 (全域)              | C    | ハ    | S46. 5. 25 (閣議決定)                          |
|    |       | 砂 川 (全域)                | B    | ロ    | S51. 4. 23<br>(岡山県告示第365号)                 |
|    | 吉 井 川 | 吉井川上流 (嵯峨堰より上流)         | A    | イ    | S46. 5. 25 (閣議決定)                          |
|    |       | 〃 中・下流 (嵯峨堰より下流)        | B    | ロ    | 〃  |
|    |       | 加 茂 川 (全域)              | A    | イ    | S52. 4. 22<br>(岡山県告示第347号)                 |
|    |       | 梶 並 川 (全域)              | A    | イ    | S48. 4. 17<br>(岡山県告示第424号)                 |
|    |       | 滝 川 (全域)                | B    | ロ    | 〃  |
|    |       | 吉 野 川 (全域)              | A    | イ    | 〃  |
|    |       | 金 剛 川 (全域)              | A    | ロ    | 〃  |

| 区分     | 水 域 名        | あてはめ水 域 名             | 該 当 類 型 | 達 成 期 間 | 類 型 指 定 年 月 日  |
|--------|--------------|-----------------------|---------|---------|--|
| 河<br>川 | 笹ヶ瀬川         | 笹ヶ瀬川 (全域)             | B       | ハ       | S49. 5. 10<br>(岡山県告示第549号)   |
|        |              | 足守川上流<br>(前川合流点より上流)  | A       | ハ       | 〃  |
|        |              | 足守川下流<br>(前川合流点より下流)  | B       | イ       | 〃  |
|        | 倉敷川          | 倉敷川 (流入支川を含む)         | C       | ハ       | 〃  |
|        | 芦田川          | 高屋川 (岡山県の区域内全域)       | A       | ハ       | S50. 5. 13<br>(岡山県告示第571号)   |
|        | 伊里川          | 伊里川 (大谷川を含む)          | B       | ロ       | 〃  |
| 湖沼     | 児島湖          | 児島湖                   | B       | ハ       | S46. 5. 25 (閣議決定)  |
| 海<br>域 | 水 島          | 玉島港区 (別記1の水域)         | C       | イ       | S45. 9. 1 (閣議決定)   |
|        |              | 水島港区 (別記2の水域)         | C       | イ       | 〃  |
|        |              | 水島地先海域(甲)<br>(別記3の水域) | B       | イ       | 〃  |
|        |              | 〃 (乙)<br>(別記4の水域)     | A       | イ       | 〃  |
|        | 児 島 湾        | 児島湾(甲) (別記5の水域)       | C       | ロ       | S46. 5. 25 (閣議決定)  |
|        |              | 〃 (乙) (別記6の水域)        | B       | ロ       | 〃  |
|        |              | 〃 (丙) (別記7の水域)        | A       | イ       | 〃  |
|        | 備讃瀬戸         | 備讃瀬戸 (別記8の水域)         | A       | イ       | S49. 5. 13<br>(環境庁告示第39号)  |
|        | 牛窓地先<br>海 域  | 牛窓地先海域 (別記9の水域)       | A       | イ       | S48. 4. 17<br>(岡山県告示第424号)<br>H16. 10. 29改訂 (地名変更)<br>(岡山県告示第617号) |
|        | 播磨灘<br>北 西 部 | 播磨灘北西部 (別記10の水域)      | A       | ロ       | S49. 5. 13<br>(環境庁告示第39号)  |

(備考) 達成期間の分類は、次のとおりである。  
イ：直ちに達成  
ロ：5年以内で可及的速やかに達成  
ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

別記

- 1 玉島灯台と浦賀玉島ヂーゼル工業株式会社敷地西北端を結んだ線より北方の海域 (玉島港区)
- 2 川崎製鉄株式会社敷地東南端と宮鼻南端を結んだ線より北方の海域 (水島港区)
- 3 灯籠崎南端、上濃地島北端、太濃地島東端、イザノロジ島南端、上水島北端、下水島北端、寄島南端及び青佐鼻東端を順次に結んだ線より北方の海域であって、水島港区及び玉島港区に係る部分を除いたもの。(水島地先海域(甲))
- 4 水島港区、玉島港区及び水島地先海域(甲)に係る海域を除く水島地先海域 (水島地先海域(乙))

- 5 岡山市海岸通1丁目3番地の13と岡山市飽浦340番地を結ぶ線、児島湖えん堤および陸岸により囲まれた海域（児島湾(甲)）
- 6 岡山市西大寺正儀5203番地と岡山市小串321番地を結ぶ線、児島湖えん堤および陸岸により囲まれた海域であって、児島湾(甲)に係る部分を除いたもの（児島湾(乙)）
- 7 岡山市西大寺宝伝赤石3257番地の2から玉野市沼灰山1015番地の1に至る陸岸の地先海岸であって、児島湾(甲)、および児島湾(乙)に係る部分を除いたもの（児島湾(丙)）
- 8 玉野市出崎と香川県井島へガラ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダーダガ鼻を結ぶ線、同島札田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、福山市狐崎と広島県宇治島西端を結ぶ線、同島南端と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって箕島町地先海域、番の州泊地、坂出港、高松港、詰田川尻並びに昭和45年9月1日閣議決定の水島港区、玉島港区、水島地先海域(甲)及び水島地先海域(乙)に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸）
- 9 瀬戸内市邑久町福谷5288番地から岡山市西大寺宝伝字赤石3257番地の2に至る陸岸の地先海域（牛窓地先海域）
- 10 相生市金ヶ崎と兵庫県西島手繰干崎を結ぶ線、同地点と香川県小豆島藤崎を結ぶ線、同地点と岡山県稲鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（播磨灘北西部）

(2) 児島湖－全窒素、全りん

| 区分     | 水域名 | あてはめ水域名 | 該当類型 | 暫定目標<br>(平成32年度)                    | 類型指定年月日   |
|--------|-----|---------|------|-------------------------------------|---|
| 湖<br>沼 | 児島湖 | 児島湖     | V    | 全窒素<br>1.0 mg/L<br>全りん<br>0.15 mg/L | S62. 3.10<br>(岡山県公告第165号)<br>H 4. 3.27 一部改正<br>(岡山県公告第177号) |

(備考) 達成期間は、次のとおりとする。  
段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(注) 暫定目標は、湖沼水質保全特別措置法第4条第1項の規定による湖沼水質保全計画に定める全窒素及び全りんの水質目標値である。

(3) 海域－全窒素、全りん

| 区分 | あてはめ水域名       | 該当類型 | 達成期間 | 類型指定年月日  | 備考         |
|----|---------------|------|------|--|------------|
| 海  | 水島港区 (別記1)    | Ⅲ    | イ    | H 9. 4. 28<br>(環境庁告示第19号)<br>H15. 3. 27改訂(※)<br>(環境省告示第35号)  | 備讃瀬戸<br>水域 |
|    | 水島地先海域 (別記2)  | Ⅱ    | イ    |  |            |
|    | 備讃瀬戸(イ) (別記3) | Ⅱ    | イ    |  |            |
|    | 備讃瀬戸(ロ) (別記4) | Ⅱ    | イ    |  |            |
|    | 備讃瀬戸(ハ) (別記5) | Ⅱ    | イ    |  |            |
| 域  | 児島湾 (別記6)     | Ⅳ    | イ    | H10. 3. 20<br>(岡山県告示第190号)<br>H16. 2. 27改訂(※)<br>(岡山県告示第105号)<br>H16. 10. 29改訂(地名変更)<br>(岡山県告示第618号) |            |
|    | 児島湾沖 (別記7)    | Ⅱ    | イ    |  |            |
|    | 牛窓地先海域 (別記8)  | Ⅱ    | イ    |  |            |
|    | 播磨灘北西部 (別記9)  | Ⅱ    | イ    |  |            |

(備考) 達成期間の分類は次のとおりとする。

イ：直ちに達成。

ロ：5年以内で可及的速やかに達成。

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成。

ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(※) 海域の全窒素、全りんについては、平成15年3月27日付け環境省告示第35号及び平成16年2月27日付け岡山県告示第105号で達成期間が改正され、暫定目標が廃止された。

別記

- 倉敷市川崎製鉄株式会社敷地東南端と同市宮の鼻南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(水島港区)
- 倉敷市灯籠崎南端と岡山県上濃地島北端を結ぶ線、同地点と同県大濃島東端を結ぶ線、同地点と同県イザノロジ島南端を結ぶ線、同地点と同県上水島北端を結ぶ線、同地点と同県下水島北端を結ぶ線、同地点と同県寄島南端を結ぶ線、同地点と同県寄島町青佐鼻東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、水島港区に係る部分を除いたもの(水島地先海域)
- 玉野市出崎と香川県井島へラガ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダダカ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同地点と坂出市砂弥島北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(備讃瀬戸(イ))
- 倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同県六島北端を結ぶ線、同島南端と同地点から南西方5,900m地点(北緯34度16分59秒、東経133度30分56秒。以下「A点」という。)を結ぶ線、同地点と広島県宇治島南端を結ぶ線、同県西端と福山市狐崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、水島港区、水島地先海域及び箕島町地先海域に係る部分を除いたもの(備讃瀬戸(ロ))
- 坂出市砂弥島北端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同島六島北端を結ぶ線、同島南端とA点を結ぶ線、同地点と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(備讃瀬戸(ハ))

- 6 岡山市西大寺正儀5203番地と岡山市小串321番地とを結ぶ線、児島湖えん堤及び陸岸により囲まれた海域（児島湾）
- 7 岡山市西大寺宝伝字赤石3257番地の2から玉野市沼灰山1015番地の1に至る陸岸の地先海域であって、児島湾に係る部分を除いたもの（児島湾沖）
- 8 瀬戸内市邑久町福谷5288番地から岡山市西大寺宝伝字赤石3257番地の2に至る陸岸の地先海域（牛窓地先海域）
- 9 相生市金ヶ崎と兵庫県西島手繰干崎を結ぶ線、同地点と香川県小豆島藤崎を結ぶ線、同地点と岡山県猪ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（播磨灘北西部）

#### (4) 海域－水生生物保全項目

| 区分 | あてはめ水域名        | 該当類型   | 達成期間 | 類型指定年月日                    | 備考       |
|----|----------------|--------|------|----------------------------|----------|
| 海  | 備讃瀬戸（別記1）      | 海生生物A  | イ    | H 27. 3. 31<br>(環境庁告示第51号) | 備讃瀬戸水域   |
|    | 備讃瀬戸（イ）（別記2）   | 海生生物特A | イ    |                            |          |
| 域  | 播磨灘北西部（別記3）    | 海生生物A  | イ    | 〃                          | 播磨灘北西部水域 |
|    | 播磨灘北西部（イ）（別記4） | 海生生物特A | イ    |                            |          |

(備考) 達成期間の分類は次のとおりとする。

イ：直ちに達成。

ロ：5年以内で可及的速やかに達成。

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成。

ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。

#### 別記

- 1 玉野市出崎から香川県井島へラガ崎まで引いた線、同島鞍掛鼻から同県豊島ダーダガ鼻まで引いた線、同島礼田崎から高松市長崎鼻まで引いた線、福山市狐崎から同市宇治島西端まで引いた線、同島南端から香川県三崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、備讃瀬戸（イ）及び備讃瀬戸（ロ）に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸）
- 2 岡山県玉野市出崎と香川県井島へラガ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダーダガ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と同県高松市長崎鼻を結ぶ線、浦生漁港5号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線、高松港（朝日・屋島）新川東防波堤先端、同港G地区1号防波堤北東角と同港外防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と高松港（玉藻）玉藻地区玉藻防波堤先端を結ぶ線、同港西浜1号防波堤先端と同港西浜2号防波堤先端を結ぶ線、高松漁港9号防波堤先端と同港8号防波堤先端を結ぶ線、高松港（弦打）貯木場東防波堤先端と同港貯木場北防波堤先端を結ぶ線、高松港（神在）神在港東防波堤先端と同港神在港西防波堤先端を結ぶ線、高松港（香西）香西港東防波堤先端と同港香西港西防波堤先端を結ぶ線、高松港（生島）岡組護岸西角と同港生島北防波堤先端を結ぶ線、同港小坂東防波堤先端と同港生島防波堤先端を結ぶ線、亀水漁港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、木沢港関西物産棧橋先端と同港1号突堤先端を結ぶ線、乃生漁港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、同県坂出市王越町乃生地先の陸地の地点（北緯34度22分32秒、東経133度53分16秒）と同地点から西方3,510mの地点（北緯34度22分29秒、東経133度50分58秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南方1,590mの地点（北緯34度21分37秒、東経133度51分1秒）を結ぶ線、西浦（瀬居島）漁港2号防波堤先端、同港1号防波堤先端と坂出港アジア共石東護岸北東角を結ぶ線、北浦漁港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、丸亀港富士見町2号護岸西端と同港蓬萊町防波堤先端を結ぶ線、同港蓬萊町3号護岸西端と同港昭和町防波堤先端を結ぶ線、

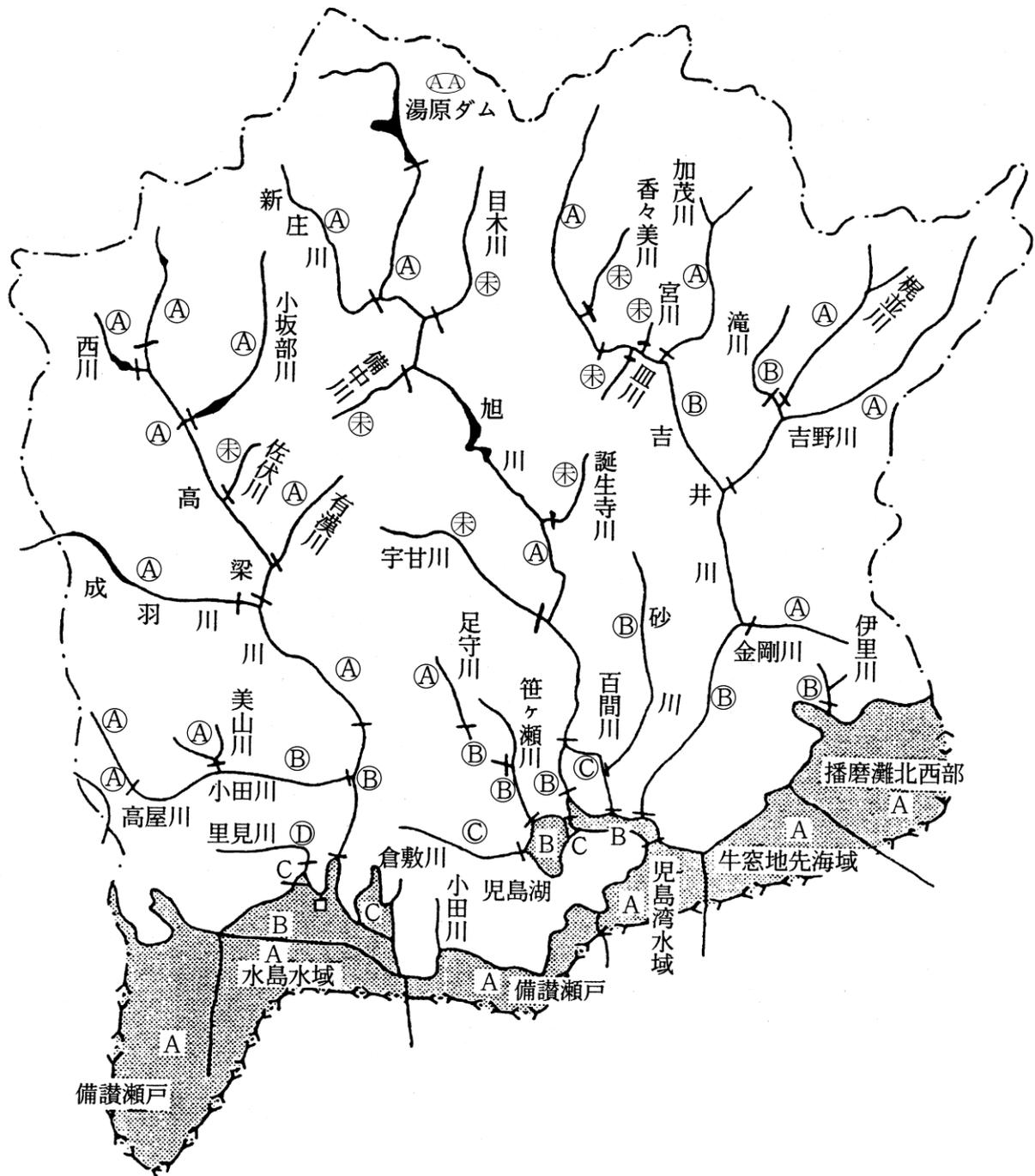
多度津港蛭子港2号防波堤先端と同港蛭子港1号防波堤先端を結ぶ線、同港常石造船北側護岸西端と同港西防波堤先端を結ぶ線、同港昭和石油油槽所護岸南西角と同港西港町西防波堤先端を結ぶ線、白方漁港第4防波堤先端と同港第3防波堤先端を結ぶ線、見立港(北)2号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線、見立港(南)3号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線、詫間港(詫間)水出A護岸北東角と同港高谷防波堤3号先端を結ぶ線、詫間港(高谷鼻)ゴマジリ地区1号防波堤先端と同港ゴマジリ地区2号防波堤先端を結ぶ線、詫間港(新浜)新浜防波堤先端と同港須田一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港須田防波堤先端を結ぶ線、船越港船越防波堤先端と同港船越2号防砂堤先端を結ぶ線、積漁港3号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線、箱浦港竹生島防波堤先端と同港沖防波堤先端を結ぶ線、同県三豊市三崎と広島県宇治島南端を結ぶ線、同島西端と同地点から北西方4,890mの地点(北緯34度20分29秒、東経133度24分54秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北東方2,090mの地点(北緯34度21分31秒、東経133度25分21秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北東方9,820mの地点(北緯34度26分15秒、東経133度27分58秒)を結ぶ線、同地点と同地点から東方790mの岡山県笠岡市神島の陸地の地点(北緯34度26分28秒、東経133度28分25秒)を結ぶ線、笠岡港(神島外)西側防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端から引いた延長線上の同港中央部防波堤を結ぶ線、同防波堤東端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、笠岡港(瀬溝)東側防波堤先端から西方に引いた線上の護岸を結ぶ線、正頭漁港新西側防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、同港B防波堤先端と同港A防波堤先端を結ぶ線、寄島漁港(三郎)三郎4号防波堤先端と同港三郎カーテン式防波堤先端を結ぶ線、寄島漁港(西安倉)西側防波堤先端と同港早崎一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港早崎東防波堤先端を結ぶ線、同港西安倉西防波堤先端と同港西安倉一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港沖防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港中安倉防波堤先端を結ぶ線、寄島漁港(東安倉)東安倉防波堤先端と同港東安倉沖防波堤先端を結ぶ線、沙美漁港西南防波堤先端と同港西沖防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、小原漁港南防波堤先端と同港東側北防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港西側北防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港防砂堤先端を結ぶ線、水島港(玉島・水島・高島)玉島港八幡防波堤北端から引いた延長線上の護岸を結ぶ線、同防波堤南端、同港玉島防波堤南端と同港玉島ハーバーランド南西護岸角を結ぶ線、同港玉島ハーバーランド南東護岸角と同港廃棄物処理護岸南西端を結ぶ線、同県倉敷市水島川崎通の陸地の地点(北緯34度28分13秒、東経133度44分36秒)と同地点から南東方1,410mの地点(北緯34度27分52秒、東経133度45分25秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北方500mの地点(北緯34度28分8秒、東経133度45分28秒)を結ぶ線、通生漁港第1防波堤先端と同港離岸堤北端を結ぶ線、同離岸堤南端と同港導流堤先端を結ぶ線、水島港(高室)北側防波堤先端と同港中央部防波堤折角を結ぶ線、同防波堤先端、同港南側地区の西側防波堤先端と同港高室突堤先端を結ぶ線、水島港(大室)北側防波堤先端と同港中央部防波堤折角を結ぶ線、同防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、下津井港西側防波堤先端と同港東側防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端から引いた延長線上の護岸を結ぶ線、下津井漁港下津井西防波堤先端と同港下津井一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港下津井第1防波堤先端を結ぶ線、同港吹上第1防波堤先端と同港田の浦西防波堤Ⅱ西端を結ぶ線、同港西側田の浦一文字防波堤東端、同港田の浦第3防波堤先端、同港東側田の浦一文字防波堤東端、同港田の浦第2防波堤先端と同港田の浦第1防波堤先端を結ぶ線、大島漁港南側防波堤先端と同港北一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港北側一文字防波堤先端を結ぶ線、児島港(味野)元浜埠頭護岸北角と同港一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港味野埠頭護岸南角を結ぶ線、同護岸北角と同港味野地区(一)5.5岸壁南角を結ぶ線、同岸壁北角と児島港(萱刈)北側防波堤先端を結ぶ線、児島港(和井田)西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、児島港(琴浦海岸)西側防波堤先端と同港一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端から引いた延長線上の同港下村A号護岸を結ぶ線、児島港(琴浦)西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、児島港(田の口)西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、児島港(唐琴)西側防波堤先端と同港東側棧橋先端を結ぶ線、渋川港1号防波堤先端と同港1号防砂堤先端を結ぶ線、宇野港(日比)西4号防波堤先端と同港東6号防波堤先端を結ぶ線、宇野港(玉)玉西防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港瀬越防波堤先端を結ぶ線、宇野港(宇野)ナキンダ鼻と同港防波堤先端を結ぶ線、宇野港(日ノ出)日ノ出3号防波堤北角、同港中央部岬、同港日ノ出2号防波堤先端と同港長崎を結ぶ線、宇野港(田井)南側護岸角と同港田井3号防波堤先端を結ぶ線、同港田井2号防波堤先端、同港田井第1号防波堤東端と同港童崎南側岬を結ぶ線、野々浜港1号防波堤先端と同港3号防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、大藪港4号護岸角と同港南側防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港東側防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港北側防波堤先端を結ぶ線、後閑港1号護岸角と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、香川県屏風島北端と同県喜兵衛島北西端を結ぶ線、屏風港1号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同県直島獅

子渡ノ鼻と同県寺島早崎を結ぶ線、同島東先端と直島重石ノ鼻を結ぶ線及び陸岸、宮浦港北防波堤先端と同港沖2号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港串山ノ鼻を結ぶ線及び陸岸、直島港石場1号護岸角と同港石場防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港石場1号物揚場先端を結ぶ線及び陸岸、同港北防波堤先端、同港一文字防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、積浦漁港ベザイ天と同港北沖防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港沖防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端から引いた延長線上の陸岸を結ぶ線及び陸岸、男木港一文字防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、男木漁港2号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、西浦（女木島）漁港5号防波堤先端、同港6号防波堤先端と同港1号防砂堤先端を結ぶ線及び陸岸、女木港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同港鬼ヶ島防波堤先端と同港鬼ヶ島防波堤（2）西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港鬼ヶ島防波堤（3）先端を結ぶ線及び陸岸、松島港松島第1号防波堤先端と同港松島第2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、櫃石漁港（北）1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、櫃石漁港（南）3号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、岩黒漁港1号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、与島港塩浜2号防波堤先端と同港与島東2号岸壁西端を結ぶ線及び陸岸、同港大津北防波堤先端と同港大津南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同港浦城第2号防波堤先端と同港浦城第3号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同港穴部東防波堤先端と同港穴部南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、笠島漁港E防波堤先端と同港D防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港C防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、本島港（甲生）9号防波堤先端と同港7号防砂堤先端を結ぶ線及び陸岸、本島港（泊）7号防波堤先端と同港6号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、本島港（小阪）10号防波堤先端、同港12号防波堤先端と同港34号護岸東角を結ぶ線及び陸岸、生ノ浜港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、尻浜港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、福田（本島）漁港3号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、里浦港1号物揚場先端と同港4号防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、小浦港1号防波堤先端と同港1号堤防東端を結ぶ線及び陸岸、江の浦港（立石）12号防波堤先端と同港11号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、江の浦港（江の浦）9号防波堤先端と同港8号防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港7号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、江の浦港（釜の越）3号防波堤先端、同港1号防波堤先端と同港13号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、甲路漁港1号防波堤先端と同港東側護岸西角を結ぶ線及び陸岸、青木港（青木）1号防波堤先端と同港8号防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港12号護岸北端を結ぶ線及び陸岸、青木港（市井）10号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、茂浦漁港4号防波堤先端と同港離岸堤西端を結ぶ線、同離岸堤東端と同港1号防砂堤先端を結ぶ線及び陸岸、手島港1号防波堤先端と同港3号防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、小手島漁港1号防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、同港3号防波堤先端、同港4号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、高見港（浦）10号防波堤先端と同港8号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港9号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、高見港（浜）3号防波堤先端と同港5号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、佐柳港（長崎）1号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、佐柳港（本浦）5号防波堤先端と同港9号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、本村漁港2号防波堤先端と同港3号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、志々島港宮ノ浦東防波堤先端と同港宮ノ浦沖防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、上新田漁港4号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、粟島港（馬越）馬城2号防砂堤先端と同港馬城1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、粟島港（粟島）粟島1号防波堤先端と同港粟島5号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、真鍋島漁港（岩坪）G防波堤先端と同港K防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港H防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、真鍋島漁港（本浦）A防波堤先端と同港J防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、湛江漁港A防波堤先端と同港C防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港B防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、前浦港南側防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港北側防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端から引いた延長線上の護岸を結ぶ線及び陸岸、小飛島港北側防波堤先端と同港南側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、大飛島港（尻替）西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、大浦港（東側）西側防波堤先端と同港一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港南側護岸東角を結ぶ線及び陸岸、大飛島港（沖浦）南側防波堤先端と同港一文字防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、大浦港（西側）東側防波堤先端と同港一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港西側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、走漁港（本浦）本浦新西防波堤先端と同港本浦西防波堤先端を結ぶ線、同地点から引いた延長線上の同港東防波堤を結ぶ線及び陸岸、走漁港（唐船）唐船西防波堤先端と同港2号新防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、走漁港（浦友）浦友東防波堤先端と同港浦友一文字防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港浦友新防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、北木島港（楠）東側防波堤先端と同港一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港西側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、北木島港（大浦）西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、丸岩港東側防波堤先端と同港東側一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港西側一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西

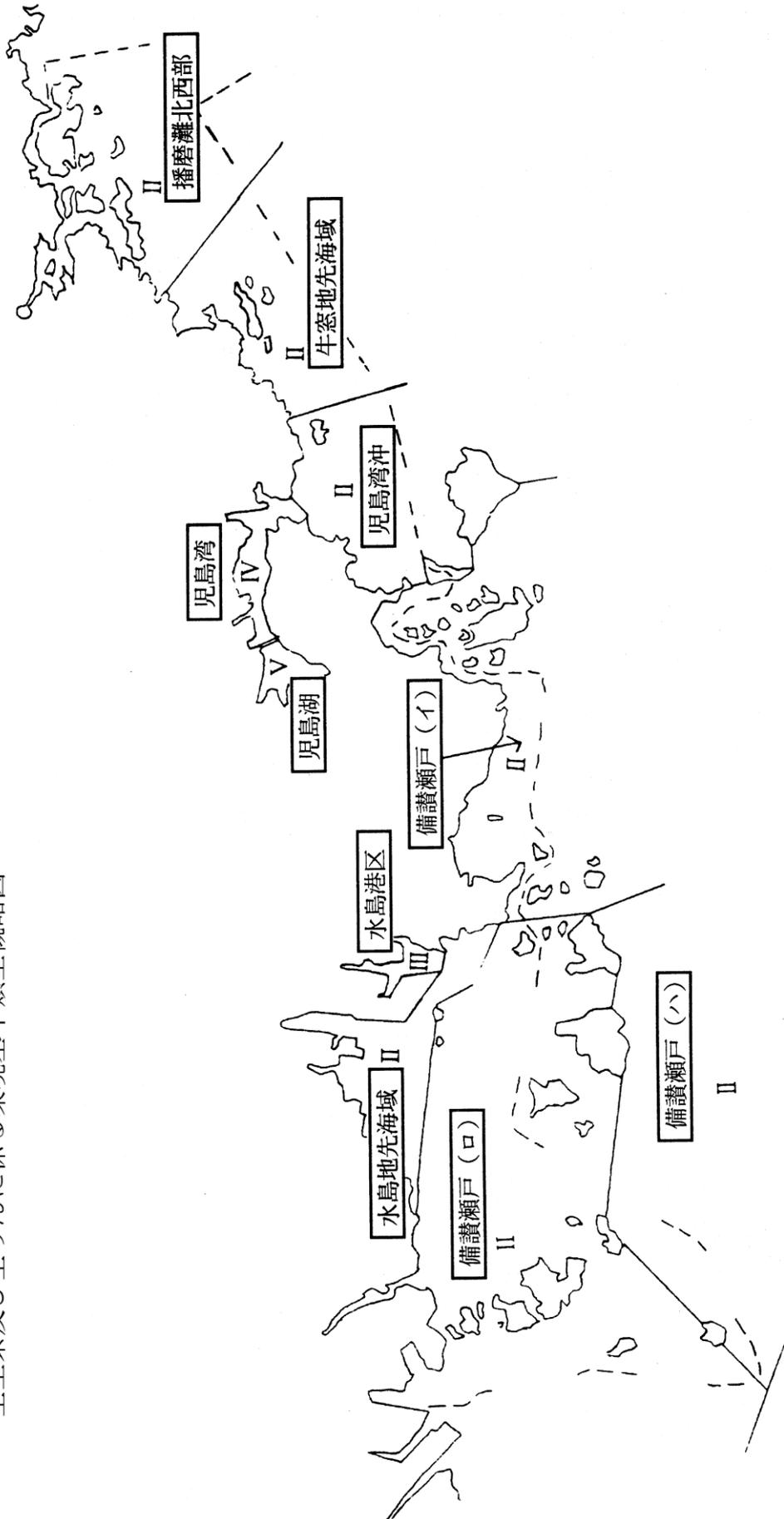
端と同港西側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、金風呂漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、豊浦港3号防波堤先端と同港4号防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港15号-1号護岸南西角を結ぶ線及び陸岸、白石島漁港(C)②防波堤先端と同港①防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、白石島漁港(B)E防波堤先端と同港D防波堤先端を結ぶ線及び陸岸並びに高島漁港(黒土)えんろく鼻と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。) (備讃瀬戸(イ))

- 3 相生市金ヶ埼から兵庫県西島手繰干埼まで引いた線、同地点から香川県小豆島藤埼まで引いた線、同地点から岡山県猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域で播磨灘北西部(イ)に係る部分を除いたもの(播磨灘北西部)
- 4 兵庫県相生市金ヶ埼と同県西島手繰干埼を結ぶ線、同地点から南西方2,250mの地点(北緯34度37分54秒、東経134度26分26秒)を結ぶ線、同地点と同地点から西方10,710mの地点(北緯34度36分39秒、東経134度19分36秒)を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から南方1,810mの地点(北緯34度35分40秒、東経134度19分42秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東方460mの地点(北緯34度35分32秒、東経134度19分56秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東方2,080mの地点(北緯34度34分28秒、東経134度20分20秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東方1,060mの地点(北緯34度34分8秒、東経134度21分30秒)を結ぶ水深30mの等深線、同地点と香川県小豆島藤埼を結ぶ線、同地点と岡山県瀬戸内市猪ノ鼻を結ぶ線、東備港(鶴海)南側護岸西端と同港北側防波堤先端を結ぶ線、久々井港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、東備港(片上)日生運輸株式会社貨物営業所東側護岸先端、同港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、穂浪漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、東備港(日生)松ヶ鼻の防波堤先端と同港中央部防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端から引いた延長線上の同港ツブロ鼻を結ぶ線、古池港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、福浦漁港西側防波堤先端、同港中央部防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、赤穂港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、坂越港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、坂越漁港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、相生港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、虫明漁港9号防波堤先端と同港10号防波堤先端を結ぶ線、同港7号防波堤先端と同港8号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、頭島漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、同港E防波堤先端と同港F防波堤先端を結ぶ線及び陸岸並びに大多府漁港西防波堤先端と同港一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。) (播磨灘北西部(イ))

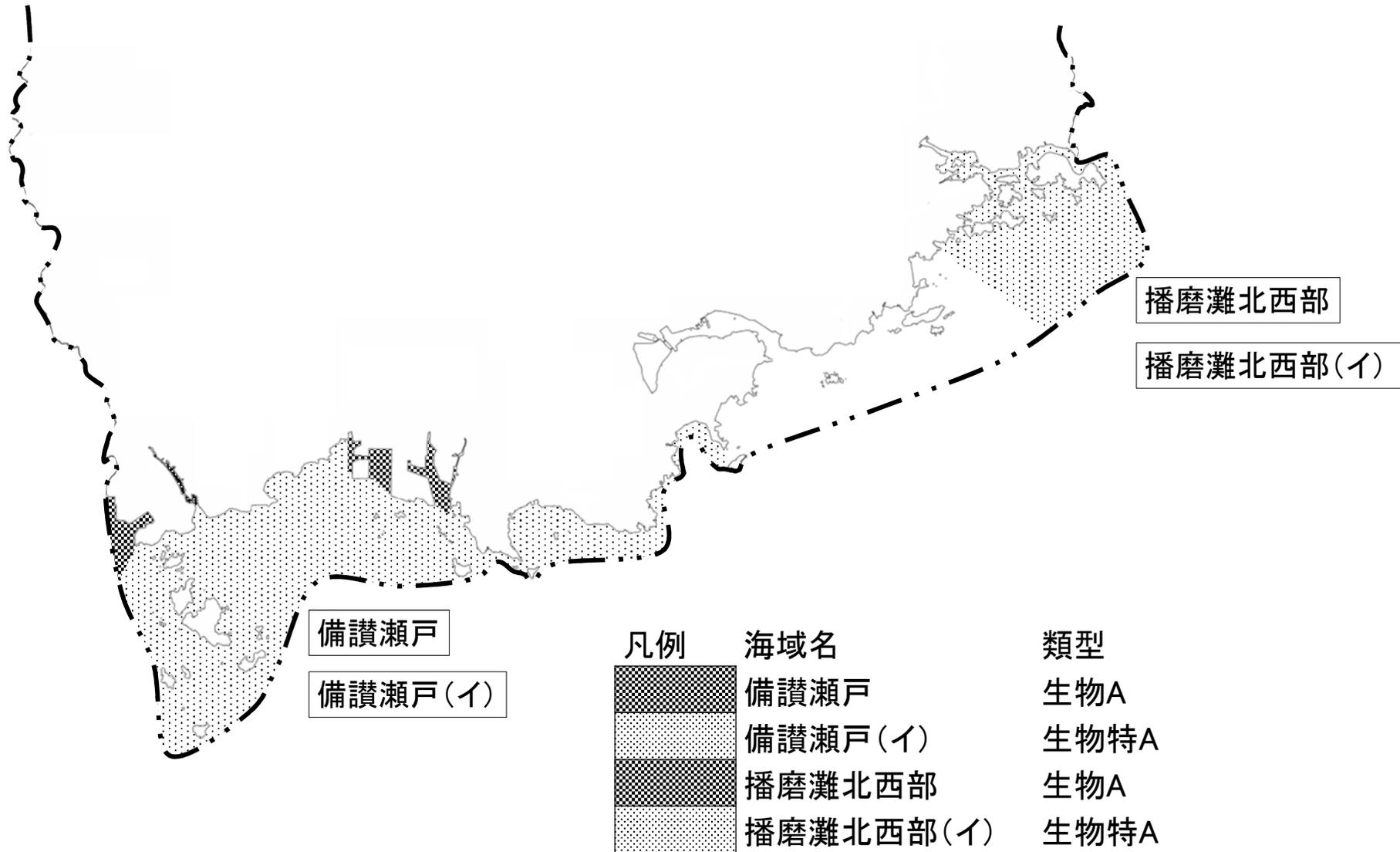
BOD (COD) 等に係る環境基準類型指定概略図



全室素及び全りに係る環境基準類型概略図



# 水生生物の保全に係る環境基準類型概略図



※生物A類型で狭小な海域については図示していない

## 地下水の環境基準等

### I 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目                              | 環境基準          |
|---------------------------------|---------------|
| カドミウム                           | 0.003mg/L 以下  |
| 全シアン                            | 検出されないこと      |
| 鉛                               | 0.01mg/L 以下   |
| 六価クロム                           | 0.05mg/L 以下   |
| ヒ素                              | 0.01mg/L 以下   |
| 総水銀                             | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀                          | 検出されないこと      |
| ポリ塩化ビフェニル (PCB)                 | 検出されないこと      |
| ジクロロメタン                         | 0.02mg/L 以下   |
| 四塩化炭素                           | 0.002mg/L 以下  |
| クロロエチレン<br>(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002mg/L 以下  |
| 1,2-ジクロロエタン                     | 0.004mg/L 以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン                    | 0.1mg/L 以下    |
| 1,2-ジクロロエチレン                    | 0.04mg/L 以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン                  | 1mg/L 以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン                  | 0.006mg/L 以下  |
| トリクロロエチレン                       | 0.01mg/L 以下   |
| テトラクロロエチレン                      | 0.01mg/L 以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン                    | 0.002mg/L 以下  |
| チウラム                            | 0.006mg/L 以下  |
| シマジン                            | 0.003mg/L 以下  |
| チオベンカルブ                         | 0.02mg/L 以下   |
| ベンゼン                            | 0.01mg/L 以下   |
| セレン                             | 0.01mg/L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素                   | 10mg/L 以下     |
| ふっ素                             | 0.8mg/L 以下    |
| ほう素                             | 1mg/L 以下      |
| 1,4-ジオキサン                       | 0.05mg/L 以下   |

## II 要監視項目

人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値

| 項目              | 指針値           |
|-----------------|---------------|
| クロロホルム          | 0.06mg/L 以下   |
| 1,2-ジクロロプロパン    | 0.06mg/L 以下   |
| p-ジクロロベンゼン      | 0.2mg/L 以下    |
| イソキサチオン         | 0.008mg/L 以下  |
| ダイアジノン          | 0.005mg/L 以下  |
| フェニトロチオン (MEP)  | 0.003mg/L 以下  |
| イソプロチオラン        | 0.04mg/L 以下   |
| オキシ銅 (有機銅)      | 0.04mg/L 以下   |
| クロロタロニル (TPN)   | 0.05mg/L 以下   |
| プロピザミド          | 0.008mg/L 以下  |
| EPN             | 0.006mg/L 以下  |
| ジクロルボス (DDVP)   | 0.008mg/L 以下  |
| フェノブカルブ (BPMC)  | 0.03mg/L 以下   |
| イプロベンホス (IBP)   | 0.008mg/L 以下  |
| クロルニトロフェン (CNP) | —             |
| トルエン            | 0.6mg/L 以下    |
| キシレン            | 0.4mg/L 以下    |
| フタル酸ジエチルヘキシル    | 0.06mg/L 以下   |
| ニッケル            | —             |
| モリブデン           | 0.07mg/L 以下   |
| アンチモン           | 0.02mg/L 以下   |
| エピクロロヒドリン       | 0.0004mg/L 以下 |
| 全マンガン           | 0.2mg/L 以下    |
| ウラン             | 0.002mg/L 以下  |